

京都市立病院整備運営事業

「添付資料4-1 基本協定書(案)」に関する質問

No	ページ	該当箇所			タイトル	質問	回答
		本文					
		条	項	(1)			
1	1	2	1	1	逸脱提案	本件提案に「逸脱提案」が含まれている場合でも落札者に選定されるのは、どの程度の逸脱をいうのでしょうか(第3条第2項においては、提示条件の遵守が規定されております。)ご教示下さい。	落札者が要求水準を満たすための基本的能力を有していることを前提として、事業者提案の一部に入札説明書等で示した提示条件を満たしているかどうか不明な点がある場合や、事業者提案に軽微な瑕疵がある場合等をいいます。
2	1	2	1	10	「入札説明書の定義」	事業契約書(案)別紙2.77に定義されている「入札説明書等」と同意であるとの理解で宜しいでしょうか？	要求水準書、事業契約書(案)も含まれるため、事業契約書(案)の定義とは異なります。
3	2	4			SPCの存続時期	事業契約期間が終了した時点におけるSPCの措置、即ち事業終了後いつまでSPCを存続させる必要があるのでしょうか。	求められた業務を完了し、サービス対価の支払いが終了するまで存続させる必要があります。
4	2	4	1	2	SPCの本店所在地	京都市立病院の住所を本店所在地とすることは可能でしょうか。	可能です。
5	2	4	1	2	SPCの本店所在地	「SPCの本店所在地は、京都市内とする」とありますが、全体マネジメント業務を病院職員と同じ部屋で実施することを求められていることから京都市立病院の所在地をSPCの本店所在地とすることが可能だとの理解でよろしいでしょうか。	No.4を御参照ください。
6	2	5	2	5	議決権行使	「第一号の議決権保有比率」が維持される限り、株式等の発行の前後において議決権保有比率に変動があっても許容されるということでしょうか。	御理解のとおりです。
7	3	5	2	6	株主間契約の変更	株主間契約については、第1号から第5号の内容が担保されている限り、市の承諾を得ることなく変更可能という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
8	3	6			甲の必要な手続き	甲が事業契約締結についての必要な手続を行うことを明記して頂けないでしょうか。	基本協定書(案)に、事業契約締結に向けて最大限努力を行うことを明記しており、この最大限努力の中には、当然必要な手続を行うことも含まれていると考えております。
9	3	6	2		尊重する甲の要望	「乙は、事業契約の締結に関する協議に当たっては、甲の要望を尊重するものとする。」とありますが、ここでいう「甲の要望」とは、事業契約の中身に対する要望のことでしょうか。あるいは協議の方法等の、事業契約締結に向けたプロセスについての要望のことでしょうか。具体的内容の記載がないもの尊重することは不可能ですので、第6条1項に双方「誠実な協議」を行うとありますので、本条項を活用願ひ、第2項は削除して頂けないでしょうか。	甲の要望とは、事業者選定過程において、当該事業者提案の内容を改善することが必要不可欠な場合等に、入札説明書等に示された提示条件の範囲内において、事業者提案の中身を改善するための要望です。したがって、本市としても必要な条件であり、第2項を削除することは考えていません。
10	3	6	2		甲の要望の尊重	ここで言う「要望」が乙の金銭負担を伴う場合は甲との別途協議事項であるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
11	3	6	2		甲の要望について	「乙は、事業契約の締結に関する協議に当たっては、甲の要望を尊重するもの」とありますが、乙が尊重すべき甲の要望とはどのような内容を想定されているのかご教示下さい。	No.9を御参照ください。
12	3	6	3		合理的の言葉の定義	基本契約(案)では、「甲が合理的に要求する資料」「甲がその合理的な裁量により」「乙が合理的な範囲で」と「合理的」という言葉が使われていますが、「合理的」とはどのように解釈すべきかご教示下さい。	根拠があり、論理的であることを意味します。
13	3	6	3	1	事業契約の締結に係る乙の義務について	「本件提案の詳細を明確にするために必要又は相当として甲が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報を提出すること」とありますが、「必要又は相当なもの」の判断根拠を具体的にお教えください。	判断根拠は個別ケースにより異なりますが、例えば、事業者が提案をする際に当該提案の基礎又は前提として使用若しくは参照した資料や情報については通常これに該当するものと考えております。

No	ページ	該当箇所			タイトル	質問	回答
		本文					
		条	項	(1)			
14	3	6	3	2	乙の追加費用負担	本号で適用されるのは、平成18年11月22日付け「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」のうち、「4. 落札者決定後の応募条件の変更について」であり、この(2)にあるとおり、同じコストで質が向上する。または質が同じでコストが低減するもので、事業者に追加のコスト負担を求めるものではない、と考えてよろしいでしょうか。その場合、追加費用を求めないことを協定書内に明記して頂けないでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。後段については、あくまで「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」において認められている範囲内で行う予定ですので、特段、協定書に明記することは想定しておりません。
15	3	6	3	2	提示条件を変更した場合の金額変更	本項によると、甲が提示条件を変更した場合、落札者が自らの費用と責任で本件提案を訂正するとありますが、変更内容に合わせて本件提案の提示金額も訂正することができるという理解で宜しいでしょうか。	事業者に追加的なコスト負担を求めるものではないため、提示金額を訂正することは想定していません。提示金額を訂正するような変更は、事業契約締結後の所定の手続を採用します。
16	3	6	3	2	提示条件の内容変更	提示条件の内容の変更に対応するために、当初提案より増えたコストの差額は病院負担であるとの理解で宜しいでしょうか。	No.15を御参照下さい。
17	3	6	3	3	逸脱提案を含むかどうかの決定	落札決定後であっても、甲が合理的な裁量により本件提案に逸脱提案が含まれるかどうかについて決定できるものと理解しております。逸脱提案か否かについては、落札前にも判断されるものと存じますが、落札決定後にも判断を行うという趣旨についてご教示下さい。	基本的には、落札者決定前に判断するものですが、落札者決定後に、落札者の提案内容を詳細に把握する過程において、逸脱提案が新たに判明する可能性を考慮しています。
18	3	6	3	3	逸脱提案の決定時期	逸脱提案に該当するか否かの決定期限は事業契約締結までと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
19	3	6	3	4	逸脱提案からの除外	逸脱提案があった場合の処置が述べられていますが、落札者が改善提案を行い、合意が得られた内容については、逸脱提案の定義から除外されると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
20	3	6	3	4	逸脱提案の通知	逸脱提案が第3項第(4)号により提示条件に優先するものとされた場合であっても、本項により通知がなされるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
21	3	6	5	6	事業契約の締結に係る乙の義務について	増加費用や損害の負担額について「合理的な範囲で」とありますが、負担額が不明瞭であるため、負担額の上限を設けることは可能でしょうか。	個別ケースごとに判断するものであるため、明記することは困難であると考えます。
22	3	6	6		逸脱提案による追加費用・損害の具体的事象	逸脱提案を含むことに起因して甲に追加費用または損害が生じる場合は、具体的にはどのような場合を想定しているのでしょうか。ご教示下さい。	甲による追加検討のため、弁護士、コンサルタントなど第三者に依頼する資料作成費は想定されます。
23	3	6	6		逸脱提案が提示条件に優先した場合の適用	逸脱提案が第3項第(4)号により提示条件に優先するものとされた場合には、本項は適用がないと理解してよろしいでしょうか。	逸脱提案が認められている前提であるため、本項も適用となります。
24	4	6	8		適用される対象事業	本項が適用されるのは本事業に対してのみであり、乙が他の事業において本項各号に該当しても本項は適用されないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
25	4	6	8		「事業契約」の対象事業	「甲は、事業契約に関し事業契約が締結される前に乙が次の各号のいずれかに該当したときは」とありますが、本件入札行為に関し事業契約が締結される前に乙が次の(1)～(6)のいずれかに該当した場合との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
26	4	6	8		事業契約を締結しないと判断する基準	本項によると、落札者が本項各号に該当した場合であっても、事業契約を締結することがあるものと解されますが、甲が本項に基づいて事業契約を締結しないと判断するのはどのような場合でしょうか、その判断基準につきご教示下さい。	個別ケースでの判断になりますので、判断基準を設けることはできません。
27	4	6	8		事業契約に関し	「甲は、事業契約に関し事業契約が締結される前に乙(第5号及び第6号にあつては、その役員又は使用人を含む。)が次の各号のいずれかに該当したときは、事業契約を締結しないことができる。」とありますが、本事業の事業契約以外の事由により(1)から(6)までのいずれかに該当した場合は本項は適用されないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。

No	ページ	該当箇所			タイトル	質問	回答
		本文		(1)			
		条	項				
28	4	6	9		本事業の遂行のために行う協力	「協力」とはどのような協力を想定していますでしょうか。金銭の支出が伴う協力には別途協議が必要と考えますので、ここの協力は金銭の出資が伴わない一般的な協力義務という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
29	5	9	1		委託契約先・請負契約先の特定	基本協定書締結段階で本事業に関する全ての業務についての受託者を特定することは難しい場合も充分に考えられると思いますが、別紙3に記載されている通り、代表企業・構成員・主要協力企業の名称及びこれらの者が実施する業務についての規定と考えてよろしいでしょうか。	別紙3は事例であり、一般の協力企業も想定しています。提案時点で明らかになっている企業が対象となります。
30	5	9	2		乙の履行義務	本項の趣旨は、SPCが受託者等に対して、委託契約又は請負契約上の規定の履行請求を怠ることのないように乙が監視をするという趣旨でしょうか。SPC及び/又は受託者等が委託契約又は請負契約上の義務を履行しない場合に乙が代わって履行する義務を規定しているものではないと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
31	5	11	1		違約金の適用される対象事業	本条が適用されるのは本事業に対してのみであり、乙が他の事業において第6条第8項各号に該当しても本条は適用されないと理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
32	5	11	1		第6条第8項各号のいずれかの事由が生じた場合の対象契約	「事業契約に関し」とありますので、事業契約締結後に締結される施設設備業務や運営業務・調達業務に関する契約は、本条で規定される違約金の対象外と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
33	5	11	1		帰責性を有する者の具体的事象	同条同項各号該当性に対し帰責性を有する者とは、当該各号に直接該当する者以外も含むご趣旨と理解しますが、どのような場合を想定しておられるのかご教示ください。同条同項各号に該当する者にご修正いただけないでしょうか。	第6条第8項各号は、本事業の組成や入札等に関して同条同項各号の事由が発生した場合等を主に想定しておりますので(No24, 31参照)、実際に排除措置命令や有罪判決を受けているわけではない構成員についても、それに加担した者がいる場合には、その者についても同号に該当するものと考えられます(ただし、実際に排除措置命令等を受けたわけではない者の帰責性については、慎重に判断致します。)。以上より、違約金の支払義務者を同条同項各号に該当する者に限定することは考えておりません。
34	5	11	1		連帯して責任を負う対象者	「連帯して」責任を負うのは、帰責性を有する者のみで、帰責性のない乙は責任を負わないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
35	5	11	1		違約金額	不正行為に対して厳しい処分が行われるべきことは、充分に理解しますが、それは、行政処分・刑事罰等、法令に基づいて行われるものではないでしょうか。本条文は法令に基づく処分とは別に規定するものであり、違約金額が大きくなりすぎると思われまますので、本条分の削除、または想定される違約金額の減額をお願いしたいと考えますが、如何でしょうか。	施設整備費相当額を建設工事費相当額に修正します。談合等の不正行為はあってはならないものであり、また、対象額を建設工事費相当額に限定していることから、本市として大きすぎるとは考えておりません。したがって、本条文の削除及び違約金の減額は考えておりません。
36	5	11	1		違約金	「施設整備業務費相当額」とはサービス対価2(2)(建設費関係)であるとの理解で宜しいでしょうか。	建設工事費相当額に修正します。サービス対価2(2)から、工事監理費を差し引いたものとなります。
37	5	11	3		乙の責に帰すべき事由の具体例	「乙の責に帰すべき事由により事業契約が締結に至らなかった場合」とありますが、具体的にはどのような場合を想定されているか、ご教示下さい。	乙の自己都合、乙の重大な法令違反、乙が市に提出した書類において著しい虚偽の記載などが想定されます。
38	5	11	3		事業契約が締結に至らなかった場合の違約金額	違約金額が、施設整備業務費相当額の100分の5、という額は金額が大きすぎるように思われますので、違約金額の減額をお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。	施設整備業務費相当額を建設工事費相当額に修正します。建設工事費相当額に限定しており、大きすぎるとは考えておりません。
39	6	14	2		効力の期限	第10条、第11条、第13条、及び第16条が、本協定の契約期間経過後も効力を有するとありますが、時効完成等の事情がない限り一切期限がないということになるのでしょうか。秘密保持等、通常有効期限を区切れると考えられるものについては、有効期限の設定をご検討頂ければと存じます。	御意見として承ります。
40	6	14	2		第11条の有効期間理由	第11条の規定を事業契約終了時以降も有効とする理由について、ご教示下さい。	談合等の不正行為を防止するためにも、事業契約終了後も対象としています。

No	ページ	該当箇所			タイトル	質問	回答
		本文		(1)			
		条	項				
41	6	17	1	地方独立行政法人への移行等	「甲は、地方独立行政法人法第66条第1項に基づき、甲が京都市立病院に関し有する権利及び義務を、同法に基づき新たに設立される地方独立行政法人に対し、甲が定める範囲において、承継させることができる。とありますが、市から移管された債務負担行為に対しては市による債務保証が行われるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書に関する質問回答のNo.2を御参照ください。	
42	6	17	1	甲が定める範囲内での事業承継	移行に伴う範囲の見直しにつきまして、「甲が定める範囲において、」という一文の前に、「乙と協議の上、」という主旨の一文の追加をお願いします。	協議の成立が権利及び義務の承継の効力発生要件と解されるおそれがあるため、変更できません。ただし、客観的な合理性を欠く権利及び義務の承継については、解釈上、従う義務は生じないと解されます。	
43	6	17	2	甲が定める範囲内での事業承継	本件独立行政法人への移行に伴い、乙又はSPCの費用負担により甲に協力する事、とありますが、どのような協力を想定されているのかご教示下さい。	地方独立行政法人に移行することに伴う、事業契約及び事業契約に基づき作成された各種文書の訂正、変更、各種行政手続、その他一切の業務に対する協力を想定しております。	
44	6	17	2	乙又はSPCが協力するために必要となる費用負担	乙又はSPCが協力するために必要となる費用は甲にてご負担いただけないでしょうか。	No.43で回答している協力内容に関する負担を想定しておりますので、事業者においてご負担をお願いします。	
45	7	17	3	地方独立法人移行後の本事業の履行	「本件独立行政法人により本協定及び事業契約上の義務が確実に履行されるよう計画させるものとする。」とありますが、計画をさせる事のみにより円滑な業務の移行が完了するとは考えにくく、計画後の確実な義務の履行をもって移行の完了とするのが妥当であると考えます。このような観点から、「計画後、本件独立行政法人の責に帰すべき事由により、乙に増加費用又は損害が生じた場合には、甲が当該増加費用又は損害を負担又は賠償しなければならない。」という主旨の一文の追加をお願いします。	地方独立行政法人移行後、本件独立行政法人の責に帰すべき事由により、事業者が増加費用又は損害が生じた場合には、一義的には本件独立行政法人が損害を負担又は賠償するものと考えております。ただし、入札説明書に関する質問回答No.2で回答しておりますように、地方独立行政法人の債務については、最終的には設立団体である市が責任を持つことが法律に規定されております。したがって、御質問にあるような一文を追加することは考えておりません。	